

令和3年度決算に基づく 健全化判断比率等の状況	比 率 の 状 況	実質赤字比率 (%)	—
		連結実質赤字比率 (%)	—
		実質公債費比率 (%)	0.7
		将来負担比率 (%)	—
市町村名	鈴鹿市		

実質赤字比率		早期健全化基準(%)
		11.44
区 分		決算額(単位:千円, %)
歳 入 総 額 (1)		73,509,332
歳 出 総 額 (2)		70,099,022
歳入歳出差引額 (1) - (2) (3)		3,410,310
翌年度に繰り越すべき財源 (4)		409,271
実質収支額 (3) - (4) (A)		3,001,039
実 質 赤 字 額 (B)		—
標 準 財 政 規 模 (C)		40,826,538
実質赤字比率 (B) / (C)		—

連結実質赤字比率		早期健全化基準(%)	資金不足比率
		16.44	
区 分		実質収支額(単位:千円, %)	
実質収支	一 般 会 計 等	一般会計 (1)	3,001,039
		土地取得事業特別会計 (2)	37,746
		住宅新築資金等貸付事業特別会計 (3)	0
			20.0
資金不足額又は資金剰余額	法 適 用 企 業 法 非 適 用 企 業	水道事業会計 (4)	3,654,622
		下水道事業会計(公共) (5)	767,437
		下水道事業会計(農集) (6)	83,654
実質収支	そ の 他 特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計 (7)	191,184
		介護保険事業特別会計 (8)	0
		後期高齢者医療特別会計 (9)	18,235
実質収支額 (1) ~ (9) の計 (A)			7,753,917
連結実質赤字額 (B)			—
標準財政規模 (C)			40,826,538
連結実質赤字比率 (B) / (C) × 100			—

備考  
1 実質赤字額, 連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」を記載  
2 資金不足比率は資金不足額/事業の規模で算出【事業の規模:水道事業会計3,710,367 下水道事業会計(公共)2,253,139 下水道事業会計(農集)236,942】

実質公債費比率							早期健全化基準(%)	
							25.0	
区 分			決算額(単位:千円, %)			左の内訳		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	(3)の内訳	決算額(単位:千円)	
分 子	元利償還金の額(繰上償還額等を除く) (1)		3,949,584	3,857,401	4,149,820	R1年度	水道事業	20,929
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等 (2)		0	0	0	R1年度	下水道事業(公共)	1,887,978
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 (3)		2,290,537	1,807,916	1,749,406		下水道事業(農集)	381,630
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 (4)		6,703	6,703	6,703		R2年度	水道事業
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの (5)		310,205	318,103	315,216	R2年度	下水道事業(公共)	1,463,640
	一時借入金の利子 (6)		56	0	0		下水道事業(農集)	325,209
	特定財源の額 (7)		1,043,982	907,014	845,070	R3年度	水道事業	21,221
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (8)		1,951,610	1,912,149	1,917,097	R3年度	下水道事業(公共)	1,417,650
	災害復旧費等に係る基準財政需要額 (9)		3,120,797	3,133,409	3,147,884		下水道事業(農集)	310,535
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし, (3)~(6)に係るものは, 地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。) (10)		23,228	23,599	23,091	(5)の内訳		決算額(単位:千円)
					R1年度	利子補給に係るもの	15,802	
						いわゆる五省協定等に係るもの		
						水資源機構の行う事業に対する負担金		
						PFI事業に係る債務負担行為に係るもの	294,403	
小 計 ((1)~(6))-(7)~(10) (A)		417,468	13,952	288,003	R2年度	利子補給に係るもの	18,346	
標準財政規模 (11)		37,959,942	39,185,319	40,826,538		いわゆる五省協定等に係るもの	5,062	
(8)~(10)の計 (12)		5,095,635	5,069,157	5,088,072		水資源機構の行う事業に対する負担金		
小 計 (11)-(12) (B)		32,864,307	34,116,162	35,738,466		PFI事業に係る債務負担行為に係るもの	294,695	
実質公債費比率(単年) (A)/(B)×100			1.27028	0.04090	0.80586	R3年度	利子補給に係るもの	15,155
							いわゆる五省協定等に係るもの	5,066
							水資源機構の行う事業に対する負担金	
実質公債費比率(3カ年平均)			0.7				PFI事業に係る債務負担行為に係るもの	294,995

将来負担比率							早期健全化基準(%)		
							350.0		
区 分			決算額(単位:千円)			左の内訳			
						(2)の内訳	決算額(単位:千円)		
分 子	令和3年度末地方債現在高 (1)		46,791,002			いわゆる五省協定等に係るもの			
	債務負担行為に基づく支出予定額 (2)		2,219,407						
	一般会計等以外の会計の地方債元金償還に対する一般会計等負担見込額 (3)		25,371,477					PFI事業に係るもの	1,335,452
	組合等の地方債元金償還に対する負担見込額 (4)		23,714						65,858
	退職手当の負担見込額 (5)		9,614,983					その他	818,097
	設立法人の負債等に対する負担見込額 (6)		1,820,165			(3)の内訳	決算額(単位:千円)		
	連結実質赤字額 (7)		0					水道事業	222,128
	組合等の連結実質赤字額に対する負担見込額 (8)		0					下水道事業(公共)	22,430,063
	令和3年度末の充当可能基金現在高 (9)		13,869,589			下水道事業(農集)	2,719,286		
	特定の歳入見込額 (10)		19,886,940			(6)の内訳	決算額(単位:千円)		
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (11)		59,586,691			土地開発公社			1,820,165	
小 計 ((1)~(8))-(9)~(11) (A)		-7,502,472			(10)のうち都市計画税	19,748,899			
標準財政規模 (12)		40,826,538							
算入公債費等の額[実質公債費比率の(8)~(10)] (13)		5,088,072							
小 計 (12)-(13) (B)		35,738,466							
将来負担比率 (A) / (B) × 100			—						